

青森県報

第三千四百四十三号

平成二十三年
九月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 保安林の指定……………(林政課) ……一
- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……二
- 出先機関……………
- 土地改良区の役員の内任……………(三八地域) ……二

告 示

青森県告示第七百六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者
名 称 所 在 地	居宅サービス事業者を行う所
指 定 日	年月日

社会福祉法 人生生活・文 化研究所	三戸郡五戸町字 一 正場沢長根八の	訪問介護	移山寮訪問 介護事業所	三戸郡五戸町字 一 正場沢長根八の	平成 三〇・九・一五
-------------------------	----------------------	------	----------------	----------------------	---------------

青森県告示第七百六十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指 定 日
社会福祉法 人生生活・文 化研究所	三戸郡五戸町字 一 正場沢長根八の	訪問介護	移山寮訪問 介護事業所	平成 三〇・九・一五

青森県告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
- 青森市大字横内字八重菊五三の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的
- 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百七十一号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十三年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

八戸市大字十三日町一

ピーチ保険サービス株式会社

二 指定年月日

平成二十三年九月十四日

三 売りさばき場所

八戸市大字十三日町一

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規

定により公告する。

平成二十三年九月二十六日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

区役員の別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	福田 信雄	三戸郡田子町大字原字飯豊九五	平成三〇・六
"	白板 文雄	" " " 字原五六	"

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭